

村田町告示第24号

村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

村田町長 大沼克巳

村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校就学前の児童（以下「未就学児」という。）を養育している保護者に対し、ホームヘルパーを派遣するサービス（以下「サービス」という。）の利用料として使用することができるすくすく村田っこ応援クーポン券（以下「クーポン券」という。）を交付する事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、家庭における家事及び育児の負担軽減を図り、子育て家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 町内に住所を有する未就学児をいう。
- (2) 保護者 町内に住所を有し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (3) 対象世帯 対象児童とその保護者が同居している世帯をいう。

(クーポン券の交付対象者)

第3条 交付対象者は、第7条の申請時において、町内に住所を有し、対象児童と同居する保護者とする。

(クーポン券の交付の額)

第4条 クーポン券は、同一年度内において、1枚当たりの額面を2,000円とし、25枚を交付するものとする。

(クーポン券の有効期限)

第5条 クーポン券の有効期限は、クーポン券の交付を受けた年度の末日までとする。

(クーポン券の対象となる事業)

第6条 クーポン券の対象となるサービスは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 家事支援 掃除、洗濯、調理その他の日常生活における家事一般
- (2) 育児支援 おむつ交換、食事の介助（授乳を含む。）、沐浴、遊び相手その他の日常的

な育児の補助

- 2 クーポン券を利用することができる事業者は、前項のサービスを提供している事業者のうち、村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業者登録事務処理要領（令和7年村田町告示第25号）第3条の規定により、当該サービスの提供事業者として町長の登録の決定を受けた事業者（以下「事業者」という）とする。

（交付申請）

第7条 クーポン券の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、すくすく村田っこ応援クーポン券交付申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。

- 2 同一の対象世帯における交付申請は、同一年度内1回限りとする。

（交付決定等）

第8条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項により交付を決定したときは、すくすく村田っこ応援クーポン券交付決定通知書（様式第2号）及びクーポン券を当該申請者に交付するものとする。
- 3 町長は、第1項により不交付を決定したときは、すくすく村田っこ応援クーポン券不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用の申込み）

第9条 交付の決定を受けた交付対象者が、第6条第1項のサービスの提供を受けようとするときは、事業者に対し、自ら利用の申込みを行い、サービスの内容、日程調整等を行うものとする。

（クーポン券の取扱い）

第10条 サービスの提供を受けた利用者（以下「利用者」という。）は、事業者に対し、サービス利用料（以下「利用料」という。）をクーポン券により支払うものとする。この場合において、利用料がクーポン券の額面を超えたときは、その差額は利用者の負担とする。

- 2 利用料がクーポン券の額面を下回ったときは、その差額は返金しないものとする。
- 3 利用者がクーポン券を紛失したときは、再発行しないものとする。

（費用の請求）

第11条 事業者は、クーポン券の使用があった月の翌月10日までに、使用済みのクーポン券に、請求金額、使用月、請求枚数、振込先口座等を記載した請求書を添えて、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求された金額を事業者に支払うものとする。

(譲渡の禁止)

第12条 利用者は、クーポン券を第三者に譲渡してはならない。

(クーポン券の返還)

第13条 対象児童又は保護者が町外に転出したとき又は死亡したときは、未使用のクーポン券を町長に返還しなければならない。

2 町長は、偽りその他不正の手段によりクーポン券の交付を受けたときは、当該者に対し期限を定めてクーポン券の返還を命ずることができる。

(交付台帳の整備)

第14条 町長は、クーポン券の交付状況を明確にするため、すくすく村田っこ応援クーポン交付台帳(様式第4号)を整備するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

村田町長

すくすく村田っこ応援クーポン交付申請書

本年度において、すくすく村田っこ応援クーポンの交付を受けたいので、村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

申請者 (保護者)	氏名							対象児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母
									<input type="checkbox"/> その他 ()	
	住所	〒				—				
	住所	村田町大字								
	連絡先	() —								

対象児童	氏名	生年月日 (年齢)
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳
		年 月 日 () 歳

以下の申請条件に同意した上で、すくすく村田っこ応援クーポンの交付を申請します。

- (1) 交付されたクーポンの譲渡・売買をしたり、不正の行為に使用しないこと。
- (2) 本申請に当たり、上記申請者及び対象児童について、住民基本台帳による確認をすること。

第 号
年 月 日

様

村田町長

すくすく村田っこ応援クーポン交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありましたすくすく村田っこ応援クーポンの交付申請について、村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

なお、利用に当たりましては、本通知に記載された注意事項を十分ご確認ください。

申請者氏名	
クーポン番号	
対象児童氏名	(生年月日： 年 月 日)
	(生年月日： 年 月 日)
	(生年月日： 年 月 日)
使用期限	年 3月31日

【利用に当たっての注意事項】

- ・このクーポンは、上記の使用期限内に利用したサービスのみに使用できます。
- ・このクーポンは、第三者に譲渡したり売買したりできません。
- ・クーポンを紛失しても再発行はできませんので、大切に保管してください。
- ・対象児童が町外に転出した場合は、未使用のクーポンがあっても転出日以降使用することはできません。
- ・利用料がクーポンの額面を下回っても、その差額は返金されませんのでご注意ください。

第 号
年 月 日

様

村田町長

すくすく村田っこ応援クーポン不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたすくすく村田っこ応援クーポンの交付申請について、村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱第8条の規定により、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

申請者氏名	
対象児童氏名	(生年月日： 年 月 日)
不交付の理由	

